

平成29年度低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会設置要項

1. 目的

低濃度PCB廃棄物については、PCB特別措置法第14条の規定に基づき、保管事業者は平成39年3月31日までに、自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品（以下、「低濃度PCB廃棄物等」という）については、平成28年3月31日時点で、柱上変圧器以外の電気機器が120万台、柱上変圧器が約100万台、0Fケーブルが1,400キロメートル存在すると推計されている。

これら低濃度PCB廃棄物等は、PCB汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多く、特に使用製品についてはPCB特別措置法制定以降に低濃度PCBの問題が発覚したため、一般に高濃度PCB使用製品に比べて新しく、寿命を十分残した使用中の機器が多数存在すると考えられること、その分析時に、機器の停止又は停電を要する等運用上の制約から容易に対応できない場合があること、また、封じきり機器であるコンデンサー類は使用中の採油はできないなどといった特有の課題が存在する。

本検討会では、以上の課題を踏まえつつ、低濃度PCB廃棄物等の正確な全体像を把握するための方策等について検討を行う。

2. 委員等構成

検討会の委員等構成は、別紙のとおりとする。ただし、検討会は、必要があると認めるときには、委員を追加することができる。また、委員の中から座長を選任する。

3. 検討事項

- (1) 低濃度PCB廃棄物等の全体像の把握に関する検討
- (2) 低濃度PCB廃棄物等の掘り起こし調査方法に関する検討
- (3) その他

4. 検討会の公開等

検討会は、事業者の個別の情報等を扱うことから、原則非公開とする。ただし、検討会で公開と定めた成果については適宜公表するものとする。

5. 今後の進め方

平成29年度内に3回程度実施する。

6. 庶務等

会議は環境省が主催し、会議の庶務は公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団において処理する。

7. その他

前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会が定める。

【別紙】

平成29年度低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会 委員名簿

飯野 寛	公益社団法人東京電気管理技術者協会 業務執行理事
石原 秀行	電気保安協会全国連絡会 技術部長
上野 大介	佐賀大学 農学部生物環境科学科 准教授
大内 雄次	一般社団法人日本電機工業会 PCB処理検討委員会 委員長
川本 克也	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授
岸川 伸哉	電気事業連合会 微量PCB問題検討委員会 委員長
酒井 伸一	京都大学 環境科学センター センター長、教授
菅 範昭	兵庫県 農政環境部 環境管理局 環境整備課長
鈴木 剛	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター ライフサイクル物質管理研究室 主任研究員
飛田 実	DOWA エコシステム株式会社 代表取締役社長
宮金 満	北九州市環境局環境監視部環境監視課長 (兼) PCB処理対策担当課長
◎ 森田 昌敏	愛媛大学 農学部 客員教授
山崎 章弘	成蹊大学 理工学部物質生命理工学科 教授

(◎：座長)

【オブザーバー】

- 関係団体
 - 一般社団法人日本経済団体連合会
 - 公益社団法人全国産業廃棄物連合会
- 関係省庁
 - 経済産業省

その他、検討会が必要と認めた者